

# ひたちなか市新型インフルエンザ等対策行動計画（改定案）の概要

## 概要

ひたちなか市新型インフルエンザ等対策行動計画（市行動計画）は、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、国が策定する新型インフルエンザ等対策政府行動計画（政府行動計画）及び県が策定する茨城県新型インフルエンザ等対策行動計画（県行動計画）を踏まえて策定するものです。

2014年（平成26年）12月に策定の市行動計画は、新型インフルエンザ等による感染症危機が発生した場合に、市民の生命及び健康を保護し、市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるよう、平時の準備や感染症発生時の対策の内容を示すものでした。

2022年（令和4年）の感染症法改正により、平時から有事に備えた検査体制や医療提供体制等の構築の準備が推進されたことや、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)への対応の経験を踏まえ、2024年（令和6年）7月に政府行動計画が抜本的に改定されました。

今般、2025年（令和7年）3月に県行動計画が改定されたことを受け、市行動計画を改定し、今後、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外も含めた幅広い感染症による危機に対応できる社会を目指すものです。

## 主な改定のポイント

### 1. 時期区分の記載

記載を3期（準備期、初動期、対応期）に分け、特に準備期の取組を充実

現行計画	改定後の計画
①未発生期	①準備期 新型インフルエンザ等の発生に備え、予防や事前の準備を行う時期
②海外発生期	②初動期 国内外で発生を探知し、有事の体制に移行していく時期
③地域未発生期	③対応期 政府対策本部の設置後、国の基本的対処方針に基づき、対策を実施する時期
④地域発生早期	
⑤地域感染期	
⑥小康期	

### 2. 対策項目の見直しと追加

対策項目をこれまでの6項目から7項目に拡充させ、新型コロナ対応で課題となった項目を独立させ、記載の充実を図る

旧 市行動計画	新 市行動計画（案）
① 実施体制 ② サーベイランス・情報収集 ③ 情報提供・共有 ④ 予防・まん延防止 ⑤ 医療 ⑥ 市民生活等の安定確保	① 実施体制 ② 情報提供・共有、リスクコミュニケーション ③ まん延防止 ④ ワクチン ⑤ 保健 ⑥ 物資 ⑦ 市民生活及び経済の安定の確保

## ひたちなか市新型インフルエンザ等行動計画改定点

### 【以前からあった項目】

対策項目	現計画(新計画にも記載あり)	新計画(現計画からの主な追加記載項目)
実施体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市行動計画を策定し、必要に応じ見直しを行う</li> <li>・市対策本部の設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・有事に備え、業界団体や関係機関と情報交換を始めとした連携体制を構築</li> <li>・有事に備え、平時からの職員の養成・訓練の実施</li> </ul>
情報提供・共有、リスクコミュニケーション	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市報、ホームページ等を利用し、迅速かつ正確に市民への情報提供を行う</li> <li>・相談窓口の準備及び設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民等と可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを適切に行えるよう、必要とする情報を把握し、情報提供・共有に活かす方法等を整理</li> <li>・偏見・差別等や偽・誤情報に対応し、科学的知見に基づく情報の提供</li> </ul>
まん延防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平時からのマスクや手洗い等やの感染防止知識を普及・理解促進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平時から緊急事態措置中の不要不急の外出自粛要請や施設の利用制限要請に対する理解促進を図る</li> </ul>
市民生活及び経済の安定の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・買占めや売惜しみが生じないよう要請</li> <li>・火葬能力の把握及び火葬体制の整備</li> <li>・水の安定供給</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・有事における事業者へのテレワーク、時差出勤等、感染対策の要請</li> <li>・まん延防止措置により生じ得る心身への影響を考慮し、必要な施策を講じる</li> <li>・長期休校の際の教育の継続に関する支援</li> <li>・有事の支援金等の交付等が迅速に行えるよう、平時からDXを推進し、適切な仕組みの整備を行う</li> </ul>

### 【新規項目】

対策項目	現計画(新計画にも記載あり)	新計画(現計画からの主な追加記載項目)
ワクチン	<p>「予防・まん延防止」の項目で一定の記載</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定接種及び住民接種の実施</li> <li>・集団接種の実施及び市民への情報提供</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平時から、有事における接種体制の構築に必要な人員、会場、資材等を整備</li> <li>・接種に携わる医療従事者の確保等の体制の構築</li> <li>・国が整備したシステムを活用した接種記録の適切な管理</li> </ul>
保健	<p>「医療」の項目で一定の記載</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県や地域支援者等と連携し、一人暮らし家庭等への生活支援を行う</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県が実施する健康観察への協力</li> <li>・県が実施する濃厚接触者が日常生活を営むために必要なサービスの提供や物品の支給に協力</li> </ul>
物資	<p>「市民生活及び市民経済の安定の確保」の項目で一定の記載</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・物資及び資材の備蓄</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・物資の備蓄状況を定期的に確認（なお、備蓄については、災害対策基本法第49条の規定による備蓄と兼ねることができる）</li> </ul>